

# 地域密着型特別養護老人ホーム栗生ハウス ショートステイ利用料金表

2025年8月1日現在

1日あたりの利用料金 ①(介護保険自己負担額)+ ②(食費+居住費)+ 送迎料金

## 要支援1・2 (①+②)

1割負担		要支援1	要支援2
	第1段階	1,824円	1,973円
	第2段階	2,124円	2,273円
	第3段階①	3,014円	3,163円
	第3段階②	3,314円	3,463円
	第4段階	4,689円	4,838円
2割負担		5,333円	5,632円
3割負担		5,977円	6,426円

## 要介護1～5 (①+②)

1割負担		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	第1段階	2,051円	2,131円	2,219円	2,303円	2,384円
	第2段階	2,351円	2,431円	2,519円	2,603円	2,684円
	第3段階①	3,241円	3,321円	3,409円	3,493円	3,574円
	第3段階②	3,541円	3,621円	3,709円	3,793円	3,874円
	第4段階	4,916円	4,996円	5,084円	5,168円	5,249円
2割負担		5,787円	5,948円	6,124円	6,291円	6,454円
3割負担		6,659円	6,899円	7,164円	7,415円	7,659円

○ 利用料金は (該当する要介護度・負担割合の料金)×(利用日数) で計算して下さい。

※食事は3食提供で計算しております。

○ ①、②の詳細については裏面説明を御覧ください。

記載金額には以下の加算が含まれています。

サービス提供体制強化加算(Ⅱ)・夜勤職員配置加算(Ⅱ)※要介護の方のみ  
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)

上記以外に以下の料金が追加されます。

○生産性向上推進体制加算(Ⅱ)10単位/月 自己負担額 (1割)約11円・(2割)約21円・(3割)約31円

○電気料金 居室に持ち込む電化製品の電気使用料 1コンセント使用につき 30円/日

※充電器で使用するもの(スマートフォン、タブレット、電気シェーバー等)は除きます。

○テレビレンタル+電気料金 100円/日

○売店や自動販売機での購入代、理美容利用料金 実費

○利用中の外出等の送迎サービス 2,200円/往復1時間以内

## 送迎料金 ※ 施設車両での送迎時のみ追加されます。

送迎加算 (※1)	自己負担額 (1割)約217円・(2割)約434円・(3割)約651円
-----------	-------------------------------------

※1 通常送迎区域(仙台市内)片道の金額です。通常区域外は片道5,400円(保険給付対象外)となります。

※2 自己負担額には、送迎加算184単位に介護職員等処遇改善加算Ⅰ(14.0%)をそれぞれ乗じた額が加わっています。金額は利用日数などによって、数円程度変わります。

## 料金の内訳(説明)

### ① 介護保険自己負担額(1日あたり)

	要支援1	要支援2			
1割負担	645円	794円			
2割負担	1,289円	1,587円			
3割負担	1,934円	2,380円			
	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1割負担	872円	952円	1,041円	1,124円	1,205円
2割負担	1,744円	1,903円	2,081円	2,248円	2,409円
3割負担	2,616円	2,854円	3,121円	3,372円	3,614円

### ② 食費・居住費(利用者負担段階別)

○ 食費及び居住費については、市町村へ申請し認定を受けた場合、利用者負担第1段階から第3段階まで減額されます。ご利用の際、介護保険被保険者証とともに負担限度額認定証をご提示下さい。

利用者負担段階	食費	居住費	食事の基本料金
	1日あたり	1日あたり	
第1段階	300円	880円	朝食:455円
第2段階	600円	880円	昼食:500円
第3段階①	1,000円	1,370円	夕食:490円
第3段階②	1,300円		
第4段階	1,445円	2,600円	

利用者の居住費及び食費に関する負担段階の対象者については、下表を参照下さい。

	対象者	預貯金額 ( )内は配偶者がいる場合
第1段階	・世帯の全員が市町村民税を課税されていない方で 老齢福祉年金を受給されている方 ・生活保護を受給している方	1,000万円 (2,000万円)以下
第2段階	・世帯の全員が市町村民税を課税 されていない方で合計所得金額と 課税年金収入額と非課税年金収入 額の合計が右の範囲に該当する方	80万円以下
第3段階 ①		80万円超 120万円以下
第3段階 ②		120万円超
第4段階	・上記以外の方	

※世帯の全員とは世帯を分離している配偶者も含まれます。

※申請方法等、詳細は各区介護保険課介護保険係にお問い合わせ下さい。

### (参考)社会福祉法人等による利用者負担軽減制度

社会福祉法人が運営する施設等で提供する介護(予防)サービスを利用する場合、申請により、利用者負担額、食費、居住費(滞在費)または宿泊費が軽減される制度です。

当施設は、「社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度」の指定を受けています。減額対象確認証が交付されている場合は、その提示により軽減制度をうけることができます。

軽減の対象となる方	軽減割合
1. 世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方	2分の1
2. 世帯全員が市町村民税非課税で、次の①～⑥の全てに該当する方 ① 介護保険料の所得段階が第2段階・第3段階・第4段階のいずれかであること ② 世帯全員の年間(8月から翌年7月まで)収入見込額(農業・事業による収入がある場合は必要経費を除く)の合計が、1人世帯で150万円以下、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること ※生命保険の満期保険金、資産の売却金、その他配当金等、一時的な収入も含まれます。 ③ 預貯金や有価証券等の額が1人世帯で350万円以下、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること ④ 市町村民税が課税されている方に扶養されていないこと ⑤ 本人及び世帯員が一定以上の資産を所有していないこと ※以下のような場合は軽減の対象となりません。 ・本人及び世帯員が、収入を得ていない土地や家屋を居住用以外の目的で所有している場合 ・収入を得るための土地や家屋を所有している場合であっても、その固定資産税評価額が、本人及び世帯員の合計で2千万円を越える場合(固定資産税評価額については、固定資産税納税通知書等を参照してください) ・本人及び世帯員がその他高額な資産を所有する場合 ⑥ 介護保険料を滞納していないこと	4分の1
3. 生活保護を受給されている方	居住費の全部

※申請方法等、詳細は各区介護保険課介護保険係にお問い合わせ下さい。